

春日部市火災予防条例の一部を改正する条例

春日部市火災予防条例（平成17年条例第166号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(設置の免除) 第29条の5 (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。	(設置の免除) 第29条の5

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。